

# (1)患者への情報提供の必要性

むかいじゅんじ  
向井淳治



薬剤師、和泉市立病院

TIP誌の「患者用薬の説明書」に関する調査には、第1回から参加。現在も、勤務する病院の内科・外科病棟で行っている薬の説明には、TIP「クスリのガイド」(P.473で紹介)を大いに活用している。

はじめに

患者への情報提供の今後の課題ということで進めさせていただきます。私はこのこのセミナーのスタッフであり、このセッションを担当します向井と申します。病院薬剤師です。多くの薬剤師の方々がこのセミナーに参加しておられることと思います。今年の薬剤師法の改定で、薬剤師による情報提供が義務化されたことや情報提供料いわゆる「7点業務」(編集部：7×10つまり70円を情報提供料として保険請求できるが、薬袋や説明書代金手数料を考慮すると医療機関としてはあまり利益にはつながらない)が認められたことで、副作用情報を含んだ薬の情報説明書を配付する施設も多くなってきています。

また、昨年(1996年)2月の高松高裁TEN判決では、医師が薬に関する情報を患者に伝えることを怠ったとして有責判決が出ています。まずまず、医師や薬剤師が患者さんに情報を伝えることが、適正使用を進める上だけでなく法的にも重要性を増して来ているわけです。しかし、一方では、新聞でも報道されましたように、長野県上田市では、薬剤師の副作用情報が患者に不安を与えているのではないかという発言が医師側からありまして、薬剤師から患者さんへ副作用が伝わらない現状もあるようです。

そこで、本セッションではまず、主催者のTIPとわれわれ大阪の薬剤師が組んでおりますグル

ープがあり、共同研究は8年間にわたって行って来たのですが、それを簡単に説明させていただきます。

次いで、(情報提供)義務化を受けての今後の展望ということで進めてまいりたいと思います。まず最初にわたしが、報告いたします。

## 患者用説明書に関する一連の調査

1988年に第1回目の患者調査を行ったのですが、この調査では患者さんの処方箋に対する理解度、患者さんが望んでいる薬の説明方法、ほしい薬の説明などについて調査を行いました。その結果、自分に処方されている薬をすべてわかっている(編集部：関西弁、「はる」=いらっしゃる、の意味のやや軽い敬語)患者さんは40%にも満たないことがわかりました

「どう説明書がほしいですか」という質問を患者さんにしました(図-1)。用意した説明書は3種類あって、あるビルブックから借りたも

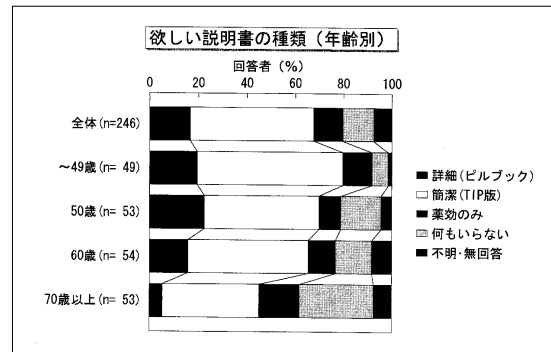


図-1

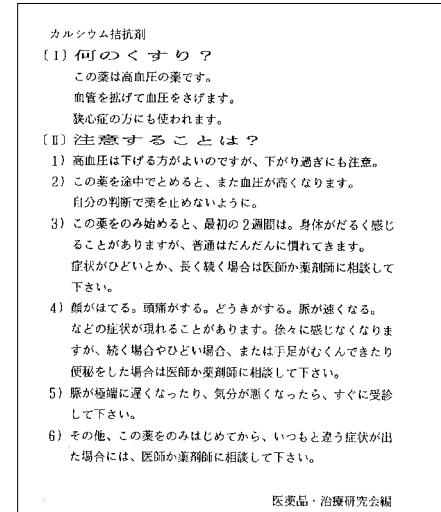


図-2-1 簡単な説明書

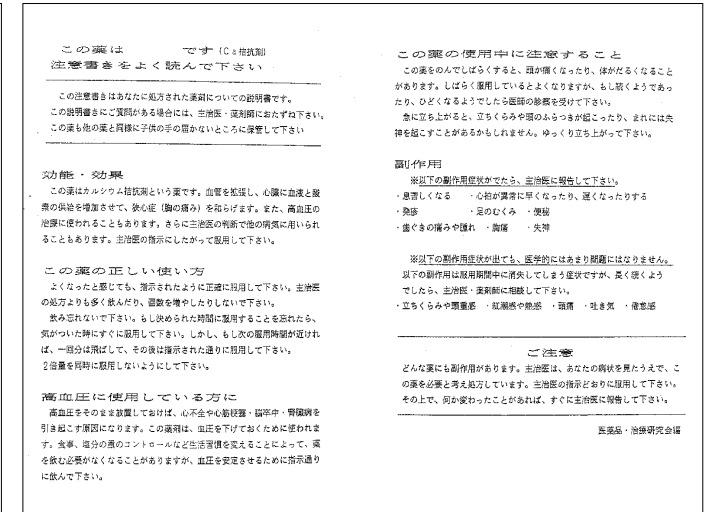


図-2-2 詳細な説明書

の。これは副作用についても添付文書に書かれているような専門用語で書かれています。「簡潔版」は(図-2-1)TIP誌の「クスリの説明書」の簡潔版程度で、副作用とかが少しですが重要なことが平易に簡潔に書かれているもの、もう一つは薬の名前と単に「痛み止め」くらいしか書かれていないものです。

説明書がほしい、出来れば簡潔なわかりやすい言葉で書かれているものがほしい、というのが患者さんの多数の意見でした。

## 副作用の不安は服薬を悪化させない

第2回目は実際に患者さんが飲んでる薬の説明書を手渡して、その影響を調べました。簡単な説明書(図-2-1)を見てもらった場合と、詳しいの(図-2-2)を見てもらった場合を比較しました。いずれもTIP誌作成です。患者さんの意見は、どちらも非常にわかりやすく理解できた。副作用に関する項目では多くの人が満足したと答えたのですが、簡単版では4%、詳細版では20%の患者さんが、「不安になった」と答えています(図-3)。それまでは薬の飲み残しのあった93人の患者さんに説明書を読んだ後の「コンプライアンス(服薬遵守=服薬指導を守ること)」を調べたのですが悪化した人はいませんでした。全体で34%が、よくなった。つまり副作用の情報を知ることによって、多少は不安になったけ

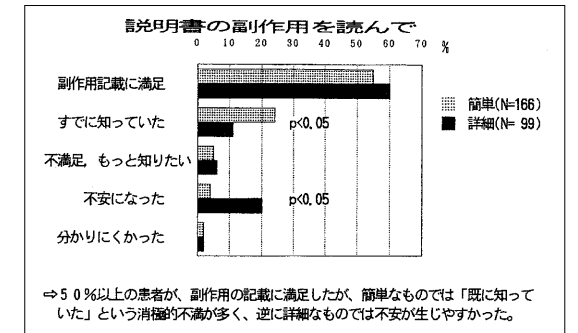


図-3

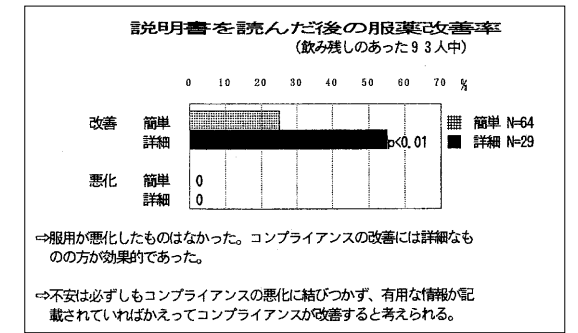


図-4

れどもコンプライアンスの悪化には決して繋がらない、という結果を得ました(図-4)。

## エビデンスにより医療者の考えに変化

副作用を患者さんに伝えることを躊躇する医師や薬剤師は多いと思われます。どういふうにすればそういう医療者の意識を変えられるかと考え、第4回目の調査として、情報を伝えると

患者への情報提供の今後の課題(1)

(2) 情報提供に関する意識調査

病院勤務薬剤師

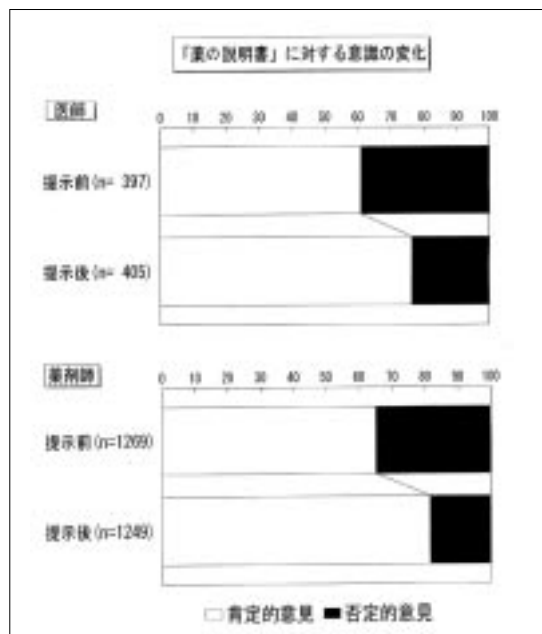


図-5

患者さんの不安は増すけれども、だからといってコンプライアンスは悪くならない、むしろ良くなる、非常に役に立っている、という2回目の調査データを見せました。医療者にこのデータを提示する前後で、副作用情報なども含めた薬の情報を患者さんに伝えることについて、アンケートをしました。

肯定的意見や否定的意見を選んでもらって、提示前と提示後の比較をしたものが図-5です。医師も薬剤師も、説明書の効果を知ることによって、否定的な人が肯定的になる、つまり副作用を患者さんに伝えることに消極的だった人も、ある程度肯定するようになる、という結果を得ました。

医師、薬剤師の説明にも変化が

このようにいろいろな調査・研究を進めていったのですが、時間があまりありませんので、少し説明しますと、図-6は、どの程度薬の説明をしていますか、と尋ねたところ、「あまり伝えていない」とか「薬効のみを伝える」「効能効果まで伝える」といった回答のうちから選んでもらったのですが、1993年と96年の調査を比較すると、「あまり伝えていない」は医師よりも薬剤

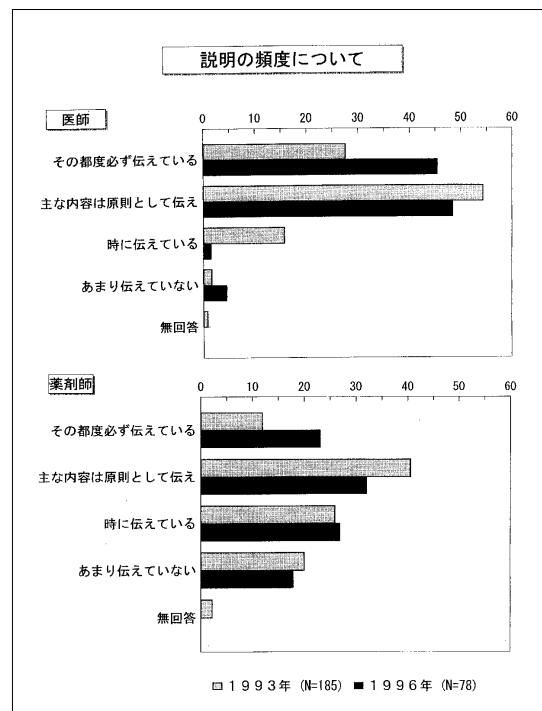


図-6

師の方が多かった。内容については、主な副作用や注意点まで伝えているという回答は、医師で約半数、薬剤師は20%くらい。年度を追って少しは良くなっているようですが、医師の場合は診察のときにもっと伝えていてもいいと思います。薬剤師の場合は、外来患者に窓口で説明するのはなかなかむづかしいところがあります。この20%という数字の背景には、所属医療機関のシステムや経済的な問題、薬剤師の意気込みとかもあると思いますが、薬剤師法の改定によって、今後はもっと変わっていくものと期待して調査を続けて行きたいと思います。

編集部：TIP誌 Vol.6, No.4, 1991

はじめに

昨年(1996年)10月に、患者への情報提供を考える上で、高松高裁判決についての意識調査などを行いました。その報告を、薬剤師の堀川よりさせていただきます。

患者向けの薬の説明に対して、薬剤情報提供料の新設やその後の薬剤師法の改正など、いろいろな動きがありました。今回の調査は、そういう動きを通して、患者さんへの薬の説明に関して医師・薬剤師にどのような影響があったかを調べるのが目的です。

調査は患者さん向けの薬の説明書から入りました。

患者向け薬の説明書

PPI (Patient Package Insert)、患者向けの薬の説明書の略語ですが、医師、薬剤師ともにPPIについて知っている人はともに10%不足という結果が出ています。

医薬品服薬指導情報集、これは厚生省医薬安全局が作成し1冊の本として販売されています。この本の存在を知らない医師や薬剤師も多い反面、医療現場で使っている人も何人かいました。逆にまったく知らない人が、(最近の方が)増えている、これはちょっと解せないのですが。

もうひとつ、RAD-AR (レーダー) 協議会が自治医大と協同で作っている薬の説明書ですが、この説明書のことを、医師も薬剤師も全然知らないという人が半分以上もいました。また、TIP

(「正しい治療と薬の情報」) 誌に連載のくすりのガイドですが、やはり医師も薬剤師もまったく知らない人が約半数いました。

RAD-AR協議会のものもTIP誌のものも、アンケート結果に見る限り、ともに医療現場で使っている人はいませんでした。

しかし、こういった説明書があれば利用しますか、という質問をしましたところ、医師も薬剤師も、「あれば使いたい」が、8割以上いました。

それでは薬の説明書はどの程度の種類の薬をカバーすべきか。医師も薬剤師も、「すべての薬を」というのが前回調査(1993年)に比べて大きく増加しているのが目立ちました。

薬剤情報提供業務

ここで質問を変えまして、薬剤情報提供業務(編集部：医療関係者の間では、通称、5点業務、7点業務)を行っているかを尋ねました。部分的に行っているという回答も含めると約半分近くの医療機関ですで行っていることがわかりました。

このことを、医師と薬剤師とそれぞれ別々に聞いてみたのですが、医師の中に、「すでに行っている」と回答した人が非常に多く見られました。今回のアンケート対象を医師会名簿から選んだこともあり、開業医が多かったこともあるかも知れません。

薬剤情報提供業務の情報内容の詳しさについて。先ほどの向井さんの報告にありました3種類

患者への情報提供の今後の課題 (J)